

# 保険税の計算例



## 加入者

【世帯主 (68歳)】  
年金所得 100万円  
【妻 (66歳)】  
年金所得 50万円

## ステップ1

各項目の計算を行います。

※介護分は、40歳を迎えた月から65歳を迎える月の前月まで加算

### 所得割額

【世帯主】 100万円-33万円=67万円 (医療分)84万円×4.73% (支援分)84万円×1.41%  
【妻】 50万円-33万円=17万円 (所得割対象額) 計 84万円  
**(医療分)39,732円 (支援分)11,844円**

### 均等割額

(医療分)19,600円×2人 (支援分)5,800円×2人  
**(医療分)39,200円 (支援分)11,600円**

### 平等割額

**(医療分)18,300円 (支援分)5,500円**

## ステップ2

軽減判定を行います。

※軽減判定では、65歳以上で年金所得のある場合、年金所得を最大15万円控除

【世帯主】100万円-15万円=85万円  
【妻】50万円-15万円=35万円  
(軽減基準所得) 計 120万円

### 均等割軽減額

(医療分) 7,840円  
(支援分) 2,320円

### 平等割軽減額

(医療分) 3,660円  
(支援分) 1,100円

2人世帯の場合

7割軽減 5割軽減 2割軽減 軽減なし  
0円 33万円 88万円 133万円

## ステップ3

年間保険税を計算します。

平成30年度保険税率等(改正後)

	(医療分)	(支援分)
① 所得割額	39,732円	11,844円
② 均等割額	39,200円	11,600円
③ 平等割額	18,300円	5,500円
④ 均等割軽減額	△7,840円	△2,320円
⑤ 平等割軽減額	△3,660円	△1,100円
計 (①+②-④)	85,732円	25,524円
100円未満切捨	<b>85,700円</b>	<b>25,500円</b>

**(医療分)+(支援分)=111,200円 年間保険税額**

税率等欄	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割率 (%)	4.73	1.41	1.03
均等割額 (円)	19,600	5,800	6,100
平等割額 (円)	18,300	5,500	4,600
賦課限度額 (円)	580,000	190,000	160,000

※1 国保加入者の医療費に充てられます。全ての被保険者が対象。

※2 後期高齢者医療制度に充てられます。全ての被保険者が対象。

※3 介護保険事業に充てられます。

40歳以上65歳未満の被保険者が対象。